

京都市  
からのお知らせ

# 令和6年8月診療分から、「京都市障害者医療費支給制度※」の対象を拡充します！

※「京都市障害者医療費支給制度(「重度心身障害者医療費支給制度」及び「重度障害老人健康管理費支給制度」)」は、重度の障害のある方々を対象に医療費の自己負担分を助成する制度です。

新たに、重度の精神障害のある方等が、この制度の対象となります。

## ◆ 新たに対象となる方

- 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、次のいずれかに該当する方
  - ・ 直近の認定で1級から2級に変更になった
  - ・ 3級の身体障害者手帳の交付も受けている
  - ・ 知能指数が50以下と判定された

※ 所得等、他の要件があります。

## ◆ お手続きについて

5月下旬以降順次、対象となる障害のある方に申請書等をお送りしますので、必要書類を添付のうえ、以下の郵送先にお送りください。

※ 申請書等が届いた方でも、審査の結果、対象とならない場合があります。

問合せ先  
郵送先

京都市障害者医療費事前申請受付センター (TEL:075-222-4566 FAX:075-251-2940)  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎4階



SDGs未来都市  
京都

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
生活福祉部保険年金課

京都市印刷物 第064023号  
発行/令和6年5月